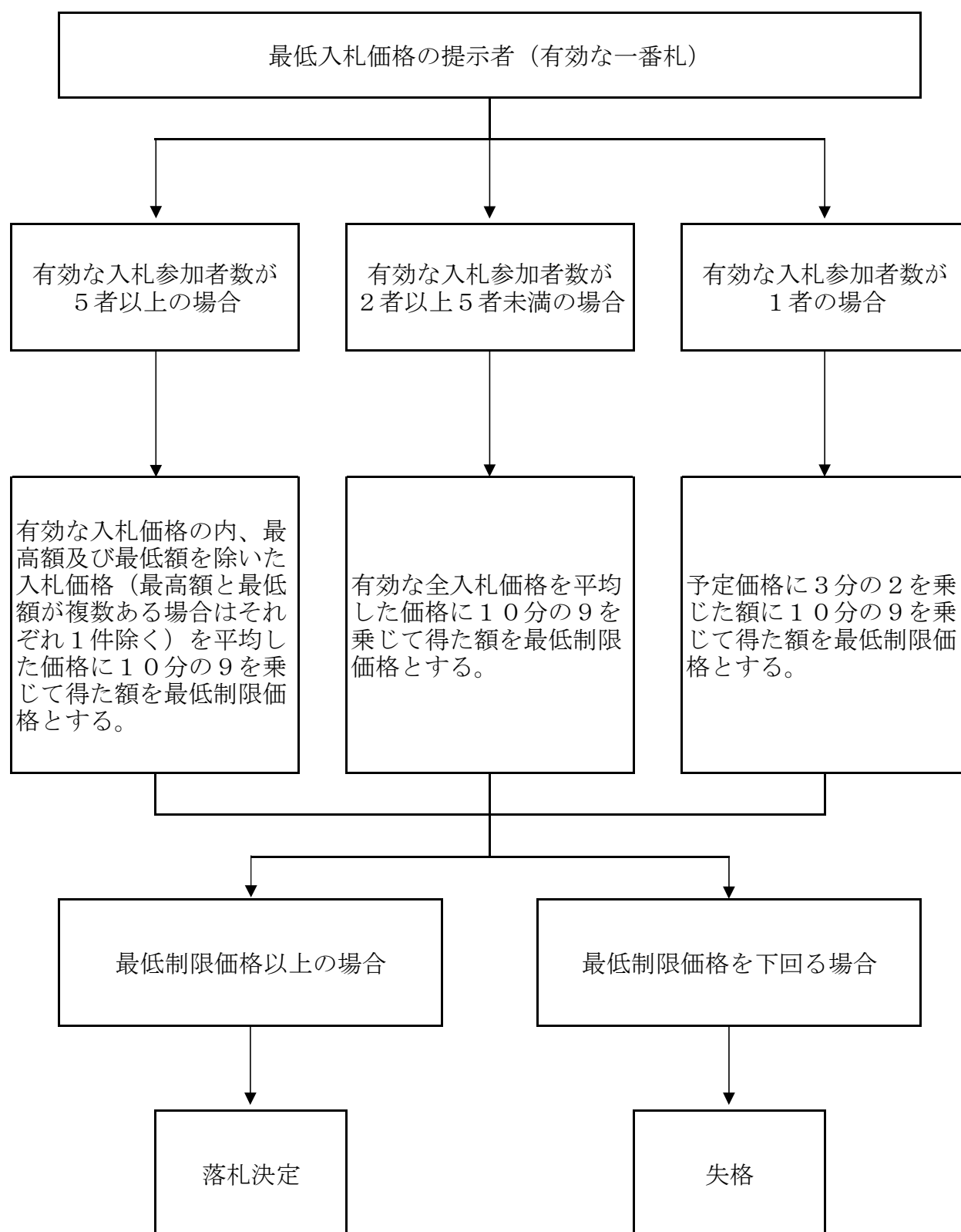


《相生市変動型最低制限価格制度の適用方法フロー図》 R9.4～



※ 予定価格以上の入札及び見積金額を超えた入札については無効とし、最低制限価格の算出からは除外する。

《相生市変動型最低制限価格制度の適用例》 R9.4～

予定価格：30,000,000円

事例① 有効な入札参加者数が5者以上の場合

入札額	R9.3末まで	R9.4～
A社 30,000,000円（最高額）	A～F社の平均価格 ×0.9 135,000,000/6×0.9＝ 20,250,000円	A社（最高額）・F社 （最低額）を除く、B ～E社の平均価格×0.9 88,000,000/4×0.9＝ 19,800,000円
B社 24,000,000円		
C社 23,000,000円		
D社 21,000,000円		
E社 20,000,000円		
F社 17,000,000円（最低額）		
最低制限価格	20,250,000円	19,800,000円
落札額	21,000,000円（D社）	20,000,000円（E社）

事例② 有効な入札参加者数が2者以上5者未満の場合

入札額	R9.3末まで	R9.4～
A社 35,000,000円（失格）	C～F社の平均価格 ×0.9 88,000,000/4×0.9＝ 19,800,000円	C～F社の平均価格 ×0.9 88,000,000/4×0.9＝ 19,800,000円
B社 33,000,000円（失格）		
C社 30,000,000円		
D社 21,000,000円		
E社 20,000,000円		
F社 17,000,000円		
最低制限価格	19,800,000円	19,800,000円
落札額	20,000,000円（E社）	20,000,000円（E社）

事例③ 有効な入札参加者数が1者の場合

入札額	R9.3末まで	R9.4～
A社 35,000,000円（失格）	予定価格×2/3×0.9 30,000,000×2/3×0.9 ＝18,000,000円	予定価格×2/3×0.9 30,000,000×2/3×0.9 ＝18,000,000円
B社 32,000,000円（失格）		
C社 25,000,000円※		
最低制限価格	18,000,000円	18,000,000円
落札額	25,000,000円（C社）	25,000,000円（C社）

※ C社の入札額が最低制限価格以下の場合は、C社も失格となり、この入札は不調となります。